

桜丘北校区
コミュニティ協議会

規 約

桜丘北校区コミュニティ協議会規約

第1章 総則及び目的

第1条 (名称と所在地)

本会は桜丘北校区コミュニティ協議会と称し、略称 コミュニティ協議会とする。
事務所は、次の場所に置く。

枚方市星丘4丁目1895-4 桜丘北校区福祉会館

なお常駐者は不在のため連絡先は、コミュニティ協議会会长宅とする。

第2条 (目的)

本会は、桜丘北校区住民の地域活動を促進することによって、住民自治を進めると共に、平和で住み良い町作り・環境作りを目指し、地域住民の親睦と交流を深め一体となったコミュニティづくりを目的とする。

本会は、営利的活動、宗教的活動、及び政治的活動は、一切行わない。

第3条 (活動)

本会は、第2条達成のために次の活動を行う。

情報交換と広報活動、生活環境の整備及び改善、文化・スポーツ・レクリエーション活動、防犯・交通対策、福祉、青少年育成、指導、高齢者対策等の諸活動、及び講演会、学習会その他会運営上必要と認められた諸行事の実施。

第4条 (運営)

本会の運営は、第5条以下に規定する各種団体の代表により組織され、下記の原則に基づき運営される。

(1) 会員の自主的・民主的議論は尊重される。

(2) 会員からの提案は尊重される。

(3) 会員は、会での決定事項を尊重し、正常な運営に協力する責任を負うと、共に、会で決定された分担金等について納入する義務がある。

第2章 組織・構成

第5条 (コミュニティ協議会の組織、構成)

本会は、次の会員、特別会員の団体をもって組織する。

(1) 地域活動に対し直接的に携わる団体。(会員と称す)

桜丘北校区で活動する各自治会、と専門活動組織の福祉委員会、防犯協議会、交通対策協議会、体育振興会、子供会、老人会、校区自主防災会及び専門委嘱委員の民生児童委員、青少年育成指導員、青少年補導委員、スポーツ推進委員、主任児童委員の代表者をもって構成する。

(2) 地域活動に対し間接的に携わる団体。(特別会員と称し、提案、発言権は有するが議決には、参加しない。)

桜丘北小学校、同P.T.A、桜丘中学校、同P.T.A及び桜丘北校区子ども・いきいき広場運営委員会代表者をもって構成する。

第6条 (会員、特別会員)

(1) 会員は下記のとおりとする。

		代表者	代表
[1]	各自治会 (9自治会)	三役の内 2名	18名 9名
[2]	福祉委員会	校区代表を含む	2名 1名
[3]	防犯協議会	校区代表を含む	2名 1名
[4]	交通対策協議会	校区代表を含む	2名 1名
[5]	体育振興会	校区代表を含む	2名 1名
[6]	子供会	校区代表を含む	2名 1名
[7]	老人会	校区代表を含む	2名 1名

[8] 民生委員、児童委員	校区代表を含む	2名	1名
[9] 青少年育成指導員		1名	1名
[10] 青少年補導員		1名	1名
[11] スポーツ推進委員		1名	1名
[12] 主任児童委員		1名	1名
[13] 校区自主防災会		1名	1名
	(合計)	37名	21名

上記代表は、原則として他の組織（会員）代表を兼務しないものとするが、特別な事情がある場合は、コミュニティ協議会に図り、総会で承認された場合は兼務できるものとする。

尚、会員は当該自治会からの承認された人とする。

(2) 特別会員は以下のとおりとする。

[1] 桜丘北小学校・桜丘中学校	代表各2名	4名	2名
[2] 桜丘北小学校・桜丘中学校 P.T.A.	代表各1名	2名	2名
[3] 校区子どもいきいき広場運営委員会	代表者1名	1名	1名
	(合計)	7名	5名

*特別会員の代表は、兼務の有無を問わない。

第3章 役員・委員・顧問会

第7条 (役員等の名称と入員及び任務)

(1) 本会の役員は次のとおりである。

[1] 会長	1名
[2] 副会長	若干名
[3] 事務局長	1名
[4] 会計	1名
[5] 会計監査	2名

(2) その他委員は次のとおりとする。

[1] 広報委員	若干名
[2] 顧問会	若干名

(3) 役員の任務

- [1] 会長は、会を代表し、これを統括する。
- [2] 副会長は、会長を補佐するとともに、その職務を代行する。内1名は広報専任担当役員としてその任當る。
- [3] 事務局長は、事務一般を管理するとともに、会長の指示に従って、必要に応じ報告、又は報告書等の作成をする。
- [4] 会計は、コミュニティ協議会の一切の会計事務を処理する。
- [5] 会計監査は、会計事務を監査し、証明するとともに総会に報告する。なお隨時に各会合に出席し、会財政に対する所見を述べ勧告することができる。

(4) その他委員についての任務

- [1] 広報委員は、事務局長の事務補佐を行う。主たる目的は、広報の編集、発行をする。独立組織としてすべての会合に参加することが出来る。但し広報委員として出席した会合での発言権及び議決権は有しない。所属は、事務局とする。
- [2] 顧問会はコミュニティ協議会会長からの、相談ごと等に応じ、助言、意見具申を行う。又課題提起に対する諮問機関として機能する。総会、コミュニティ協議会等に参加でき、発言できるが議決権は有しない。

第8条 (役員等の選出と任期並びに辞任)

(1) 役員の選出と任期

- [1] 会計監査を除く役員は、現任自治会長または、会長経験者の中から会長を選出する。他の役員は会長が指名する。会計監査は会員の中より選出し、会員のいずれも総会で承認を得る。尚、役員の兼務は原則として認めない。但し、特別

に事情が発生した場合はコミュニティ協議会に図り、承認を受けて兼務できるものとする。また、専門部の代表を役員に入れる必要性が生じた場合は、1名のみ副会長として選出でき、専門部との兼務を認める。

- [2] 役員の任期は、全員これを1年とし、年次総会で改選する。
但し再選は妨げない。

- [3] 役員等に欠員が生じた場合、その補充についてはコミュニティ協議会で決定する。

- [4] 欠員の補充によって就任する役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員、顧問会の選出と任期

- [1] 広報委員は、必要に応じて各自治会に要請する。各自治会より推薦又は依頼をし、受諾された人を広報委員としてコミュニティ協議会に報告し、総会等において紹介をする。任期等は定めない。

- [2] 顧問会は、コミュニティ協議会会长が元会員の中から推薦し、会長会で承認された人で構成する。任期は2年とし再任は、妨げない。
尚、顧問会の代表は、顧問会で選出される。

(3) 辞任等について以下のとおりとする。

- [1] 会員でなくなったとき。

- [2] 疾病、その他止得ない事由により、任務を継続し難きことを本人が申し出て、
コミュニティ協議会で承認されたとき。

- [3] コミュニティ協議会の1/3以上の連署を持って役員解任の申し入れがあり会
員出席者の1/2以上を以って解任の決議がされたとき。

第4章 機 関

第9条 (機 関)

本会に次の機関を置き、民主的に運営し、コミュニティ協議会の発展を図る。

- (1) 総会・(2) コミュニティ協議会・(3) 役員会・(4) 会長会・(5) コミュニティ協議会
が必要と認めた特別委員会。

第10条 (総会の構成)

総会は、コミュニティ協議会の最高決議機関であり会員をもって構成、毎年1回以上開催する。開催に当たり10日以前に公示をなしこミュニティ協議会会长がこれを召集する。
但し、次の場合は臨時

総会を召集することができる。

- (1) コミュニティ協議会会长が必要と認めたとき。
(2) コミュニティ協議会で臨時総会開催の要請決議がなされたとき。
(3) コミュニティ協議会在籍住民の1/5以上から書面で以って会議の目的を示し開催の要請があったとき。

第11条 (総会の運営)

- (1) 会員の2/3以上の出席者(委任状を含む)を以って成立する。
代表者が兼務している場合は、兼務組織から代行者を出席させる。

- (2) 総会の運営と決議は次のとおりとする。

- [1] 総会の議長は、議決権を持つ出席者(会員)の中より選出する。
[2] 総会における提案者は議決権を有しない。
[3] 総会議案は、コミュニティ協議会に於いて決定する。
[4] 決議は議席を有する出席者及び委任状による賛成が2/3以上とする。
但し委任者の指定無き委任状は、議長に一任とする。

第12条 (総会の付議事項)

- (1) 役員の選出。
(2) コミュニティ協議会規約の改廃。
(3) 運営方針の決議、活動報告の承認。
(4) 組織の変更、又は解散。

(5) その他、コミュニティ協議会の目的達成に必要な事項。

第13条 (コミュニティ協議会の構成)

コミュニティ協議会は、総会に次ぐ決議機関とし、役員及び規約第5条1項の組織代表で構成する。総会の決議事項の執行と、校区全体に関わる諸問題の対応、活動計画、各種行事の企画等について審議し執行する。又校区内の連携強化に留意し諸連絡、報告事項等の徹底を図る。開催はコミュニティ協議会会长がこれを召集し、総会に対し責任を負う。

第14条 (コミュニティ協議会の運営)

- (1) コミュニティ協議会は、13条に規定する構成員の2/3以上の出席者(代理出席を認める)を以って成立する。
- (2) コミュニティ協議会の運営と決議は、次の通りとする。
 - [1] コミュニティ協議会の議長は、議決権を持つ出席者の中より選出する。
 - [2] 役員、及び提案者の議決権の有無は、案件により議長の判断に委ねられる。
 - [3] 決議は、総議席数の過半数以上の賛成とする。
 - [4] 議事の決定には、賛否保留制を取り、保留の場合は持ち帰り各団体等において検討し改めて決議する。

第15条 (コミュニティ協議会の付議事項)

コミュニティ協議会は、総会に次ぐ決議機関として、次の事項を審議し執行する。

- (1) 総会の決議事項の執行及び総会に提出する議案の起草及び具体化検討。
- (2) 日常活動の企画、実施計画に関する事項及びその他事業活動に関する事項。
- (3) 各自治会、各種団体からの報告、要望等に対する課題事項の検討等。
- (4) その他役員会が必要と認めた事項
 - [1] 総会決議、規約、細則を補う運用事項。(規約、細則の検討等含む)
 - [2] 臨時会費、及び分担金の決定等
 - [3] その他

第16条 (役員会の構成)

役員会は会長、副会長、事務局長、会計の四役で構成し、会長がこれを招集する。緊急時項の対応、処置、運営上必要な課題事項等について、立案し、総会、連絡協議会、会長会等に提案または報告を行い、執行に対しては責任を負う。

第17条 (会長会の構成と運営)

会長会は、各自治会の会長で構成し、必要に応じて開催する。招集はコミュニティ協議会会长が行う。他の会長から開催の要請があれば、コミュニティ協議会会长はこれを開催しなければならない。この場合原則として欠席は認めない。但し、代理の出席がある時はこの限りでない。

- (1) 校区、各自治会における課題等、情報の共有化を図り、コミュニティ協議会に対し自治会組織としての、提案または意見具申等を行う。

第5章 財政

第18条 (会計収入)

本会の運営費は、地区分担会費、分担金、市助成金、その他の収入を以って充てる。

第19条 (地区分担会費)

地区分担会費の算定基準は次のとおりとする。

一世帯1ヶ年450円×申告世帯数とし、上期(6月)、下期(11月)にその2分の1相当額を桜丘北校区コミュニティ協議会会計に納入する。但し、申告世帯数は前年末の各自治会単位の自主申告とする。

第20条 (財政管理)

財政管理は、役員会、協議会の連帶責任となし、資金の処理及び収支は会計が行う。

第21条 (会計監査)

資金及び収支の状況は、会計監査を年1回以上受け、総会において、監査結果を報告しなければならない。

第 22 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日より翌年 4 月 30 日までとする。

第 6 章 付 則

第 23 条（規約の改廃、疑義）

- (1) 規約の改廃は、総会の決議を要する。
- (2) 本規約に定めていない事項については、規約に基づいてコミュニティ協議会で決定することができる。

第 24 条（規約の実施）

この規約は、平成 9 年 5 月 11 日より実施する。

◎改正の来歴

①平成 10 年 6 月 7 日改正

②平成 11 年 5 月 9 日改正

※平成 12 年 5 月 14 日改正内容

- 第 17 条 第 1 項(会長会の付議事項)追加
- 第 19 条 (地区分担会費) の改正

現行 一世帯 5 円から 10 円に

※平成 14 年 5 月 12 日改正内容

- 第 7 条 第 7 項(顧問会の構成) の改正

※平成 16 年 5 月 31 日改正内容

- 全面的に文章を見直し修正実施
- 主な変更点

1) 会員の人員変更

自治会数 10 → 9
会員の追加 老人会 主任児童委員

2) 特別会員の人員変更と追加

桜丘北小学校・桜丘中学校 代表各 1 名 → 2 名
フリースクエア代表を入れる。

3) 役員名変更

事務局を事務局長に変更
会計監査を委員から役員に変更

4) 役員の選出

役員は会員の中から → ①執行役員は原則自治会長から
②会計監査は会員、会員経験者から ③特に必要性があるときに
限り専門部から 1 名役員(副会長)に選出できる

5) 役員任務追加

副会長 1 名は広報選任担当役員とする

6) 委員、顧問会任務の明記と承認内容変更

広報委員 総会承認 → 連絡協議会に報告、総会紹介
顧問会 コミュニティ協議会会长承認 → 会長会承認

7) 総会の運営

総会の成立 2 / 3 出席

(委任状付代理含む) → (委任状を含む)

総会の決議

役員の議決権は認める → 提案者は議決権を有しない
決議は出席者の過半数 → 出席者 + 委任状の 2 / 3 以上

8) 連絡協議会の運営

連絡協議会の決議

役員の議決権は認める → 役員、提案者の議決権は案件により
議長の判断に委ねられる
決議は出席者の過半数 → 議席数の過半数以上

※平成 17 年 5 月 15 日改正内容

- 第6条 (会員、特別会員)
 - 会員の人員変更
 - 校区自主防災会の追加

※平成 17 年 5 月 15 日改正内容

- 枚方市コミュニティ協議会に加盟することにより、桜丘北自治連合会規約名を桜丘北校区コミュニティ協議会への呼称変更が必要となり、規約内の呼称はすべて、「桜丘北校区コミュニティ協議会」と読みかえるものとする。
条文内容は、変更しない。

※平成 18 年 5 月 14 日改正内容

- 第6条 (会員、特別会員)
 - (2) 特別会員は以下のとおりとする。
 - [3] 桜丘北校区ふれ愛、フリースクエア運営委員会 代表者 1 名
代表 1 名を
 - (1) の会員に繰り入れる。
 - [15] 校区ふれ愛、フリースクエア運営委員会 代表者 1 名
代表 1 名

とする。

※平成 21 年 5 月 10 日改正内容

- 第6条 (会員、特別会員)
 - (1) 特別会員は以下のとおりとする。
代表者の（合計）の 35 名を合計数に誤りがあったので、
(合計)を 40 名とする。
 - 第6条 (会員、特別会員)
 - (1) 特別会員は以下のとおりとする。
 - [5] 青少年を守る会 校区代表を含む 2 名 1 名
を会の副代表を任命していないので、
 - [5] 青少年を守る会 校区代表を含む 1 名 1 名
を代表者を 1 名に減じ、代表者の（合計）を 39 名とする。

※平成 22 年 5 月 9 日改正内容

※平成 18 年 5 月 14 日に改正していたが、規約に追記もれしていた。

※変更理由

- ・枚方市コミュニティ協議会助成金の一元化により、特別会計(行事会計)を一
般会計に連結統合し、行事毎の負担金を世帯割りとし、一律負担金の
不公平を是正したことによるもの。

●第 19 条(地区分担会費)

- 地区分担会費の算定基準は次のとおりとする。
一世帯 1ヶ年 450 円 × 申告世帯数とし、上期(6 月)、下期(11 月)にその 2 分
の 1 相当額をコミュニティ協議会会計に納入する。但し、申告世帯数は前年末の
各自治会単位の自主申告とする。

●第 20 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日より翌年 4 月 30 日までとする。

※4 月は、30 日までなので、31 日を 30 日とした。

※平成 23 年 5 月 8 日改正内容

●第 5 条（自治連合会の組織、構成）

(2) 地域活動に対し間接的に携わる団体。（特別会員と称し、提案、発言は有するが議決には、参加しない。）

桜丘北小学校、同 P.T.A、桜丘中学校、同 P.T.A 及び桜丘北校区ふれ愛・フリースクエア運営委員会代表者をもって構成する。

●第 6 条（会員、特別会員）

[15] 校区ふれ愛・フリースクエア運営委員会

※第 5 条の(2)と第 6 条の [15] の校区ふれ愛・フリースクエア運営委員会の呼称を校区子ども・いきいき広場運営委員会に変更する。

※変更理由

・フリースクエアは、大阪府の支援で活動してきましたが、大阪府が中止したため、枚方市の支援の活動に変更したため。

※平成 24 年 5 月 13 日改正内容

●第 5 条の(1)条項の専門活動組織の校区自主防災会が記載漏れをしていたので追記した。

●体育指導委員の呼称がスポーツ推進委員に変更されたため。

※第 5 条の(1)の体育指導委員をスポーツ推進委員に

※第 6 条の(1)の[12]の体育指導委員をスポーツ推進委員に

●校区子ども・いきいき広場運営委員会は特別会員であるのに、会員と誤り追記したため、特別会員に変更する。

※第 6 条の[15]を抹消する。

※第 6 条(2)の[3]に校区子ども・いきいき広場運営委員会を追記する。

●組織の代表者は、兼務しないことになっていましたが、事情がある場合には、兼務ができるとの条文を追記した。

※第 5 条の(1)の[14]の項の後に追記した。

●第 7 条の(1)の[2]の副会長人員 3 名を若干名に改正する。

●役員は、会長間から選出し、会長間で兼務できないことになっていたが、会長経験者からも選出できることと、特別な事情がある場合に、兼務ができる条文を追記した。

※第 8 条の(1)の[1]の条文に追記した。

●代表者が兼務した場合の総会運営の際に、兼務組織か代行者を出席させるとの条文を追記した。

※第 11 条の(1)の条文に追記する。

※平成 30 年 5 月 13 日改正内容

第 1 条（名称と所在地）の条文に下記の条文を追記した。

枚方市星丘 4 丁目 1895-4 桜丘北校区福祉会館

●担当銀行の変更と届け印鑑を校区印鑑に変更するため。

第 5 条（自治連合会の組織、構成）

(1)の条文の「青少年を守る会」の条文を抹消し、組織をなくした。

●枚方市の青少年守る会の協議会組織がなくなったため。

第 6 条（会員、特別会員）

- (1) 会員は下記のとおりとする。条文の[5]を抹消した。
(合計) の条文を 「37名 21名」に書き換えた
●枚方市の青少年守る会の協議会組織がなくなったため。

※令和3年5月15日(西暦2021年)改正内容

- 平成17年5月15日(西暦2005年)改正時 枚方市コミュニティ協議会に加盟することにより、桜丘北自治連合会規約名を桜丘北校区コミュニティ協議会への呼称変更が必要となり、規約内の呼称はすべて、「桜丘北校区コミュニティ協議会」と読みかえるものとする。条文内容は、変更しない。
としていたが、呼称が定着したこともあり変更することとした。
「桜丘北校区自治連合会」「連絡自治会」「連絡協議会」は、すべてコミュニティ協議会に統一する。